

第5 土砂条例

1 条例のあらまし

土砂等の埋立てによる土壌の汚染や土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を未然に防止することを目的に、埋立て等に使用される土砂等の安全基準を定め、安全基準に適合しない不適正な土砂等の埋立て等を禁止するとともに、一定面積（県の場合 3,000 平方メートル）以上の区域をその区域以外の場所から採取された土砂等で埋立てを行う場合（以下「特定事業」という。）について許可制を設けている。（施行期日：平成 11 年 4 月 1 日）

なお、施行後の状況変化や、適正かつ計画的な埋立て事業の実施、現場の管理体制の充実・確保等、一層の適正化を図るため、平成 17 年 12 月に一部改正を行い、平成 18 年 7 月 1 日より施行した。

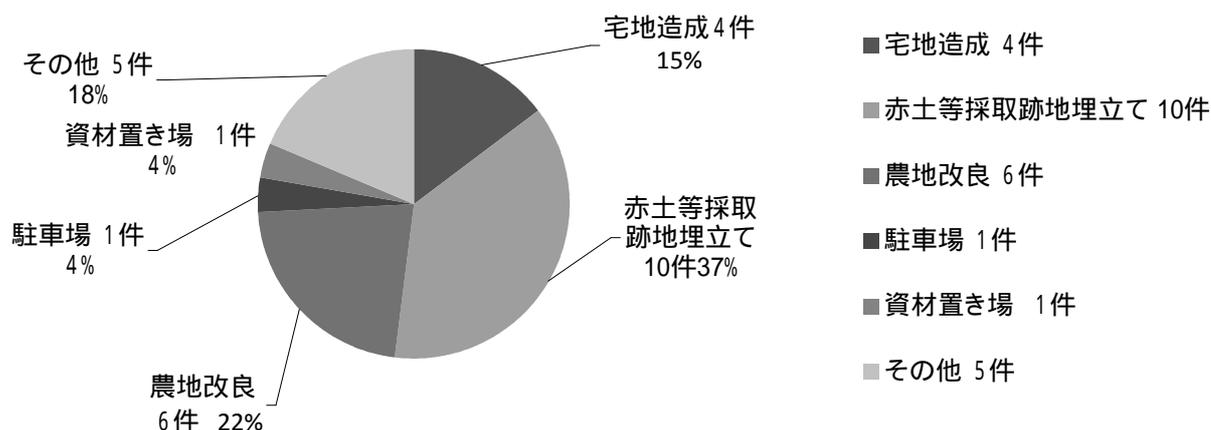
2 土砂条例許可申請状況（平成 21 年 3 月 31 日現在）

許可申請内訳（新規申請に限る。）

（単位：件、㎡）

	申請件数			申請面積（特定事業区域面積）		
	18 年度	19 年度	20 年度	18 年度	19 年度	20 年度
県西環境森林事務所	10	13	9	58,074	72,571	42,339
県東環境森林事務所	5	2	2	47,390	85,719	26,644
小山環境管理事務所	9	10	10	45,368	50,803	73,856
県北環境森林事務所	5	5	5	41,546	37,755	46,627
県南環境森林事務所	6	10	1	36,320	208,444	23,497
廃棄物対策課	1	0	0	7,671	0	0
合 計	36	40	27	236,369	455,292	212,963

利用目的別内訳（平成20年度）



3 市町土砂条例の制定状況等

県条例制定に対応し、県内の各市町において県条例対象規模面積未満の特定事業に対する許可制度を内容とする条例が制定されている。なお、権限移譲推進計画に基づき、宇都宮市、足利市、栃木市及び大田原市が県条例対象規模面積以上の特定事業についても所管することとなった。

市町土砂条例の制定状況 (H21.3.31現在)

	市町名	施行時期	規制の内容	内容	特記事項
1	宇都宮市	H12.4	500㎡以上 許可	県準拠	H18.7.1～ 県条例第30条の区域指定済
2	足利市	H12.4	500㎡超 許可	県準拠	H20.4.1～ 県条例第30条の区域指定済
3	栃木市	H11.10	500㎡以上 許可	県準拠	H19.10.1～ 県条例第30条の区域指定済
4	佐野市	H17.2	500㎡以上 許可	県準拠	
5	鹿沼市	H11.9	500㎡以上 許可	県準拠	
6	日光市	H18.7	500㎡以上 許可	県準拠	
7	小山市	H12.4	500㎡以上 許可	県準拠	
8	真岡市	H12.6	500㎡以上 許可	県準拠	
9	大田原市	H12.4	1,000㎡以上 許可	県準拠	H19.4.1～ 県条例第30条の区域指定済
10	矢板市	H12.7	1,000㎡以上 許可	県準拠	
11	那須塩原市	H17.1	1,000㎡以上 許可	県準拠	
12	さくら市	H17.3	1,000㎡以上 許可	県準拠	
13	那須烏山市	H17.10	1,000㎡以上 許可	県準拠	
14	下野市	H18.1	500㎡以上 許可	県準拠	
15	上三川町	H12.4	500㎡以上 許可	県準拠	
16	西方町	H12.4	500㎡以上 許可	県準拠	
17	益子町	H13.7	1,000㎡以上 許可	県準拠	
18	茂木町	H12.4	500㎡以上 許可	県準拠	
19	市貝町	H13.7	1,000㎡以上 許可	県準拠	
20	芳賀町	H13.7	500㎡以上 許可	県準拠	
21	壬生町	H12.6	500㎡以上 許可	県準拠	
22	野木町	H2.12	300㎡以上 許可	独自	野木町うるおいのあるまちづくり条例
23	大平町	H13.9	500㎡以上 許可	県準拠	
24	藤岡町	H11.7	500㎡以上 許可	県準拠	
25	岩舟町	H11.4	500㎡以上 許可	県準拠	
26	都賀町	H12.1	500㎡以上 許可	県準拠	
27	塩谷町	H12.7	1,000㎡以上 許可	県準拠	
28	高根沢町	H12.7	1,000㎡以上 許可	県準拠	
29	那須町	H12.4	1,000㎡以上 許可	県準拠	
30	那珂川町	H17.10	1,000㎡以上 許可	県準拠	
備考			300㎡以上 許可 1町(野木町) 500㎡以上 許可 17市町 500㎡超 許可 1市(足利市) 1,000㎡以上 許可 11市町		